別紙

諮問第1439号、第1444号、第1445号、第1446号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求内容の項目のうち、「〇年〇月〇日〇時〇分頃〇〇区〇〇〇一〇一〇〇で、10代から20代の傷者が発生した救急現場に出場した救急隊が作成した救急活動記録票」外3件に対し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定、「その他本件に関係あると思料される書面全て」に対し、対象公文書が特定できないことを理由として開示請求を却下した処分(諮問第1439号)、別表に掲げる対象公文書の項目のうち、「〇〇消防署で作成された広聴事務処理票」を一部開示とした決定(諮問第1445号)、「東京の安全と安心を進める防火防災標語の公募及び選考に関する実施要綱」外4件を特定し開示とした決定、「第69回はたらく消防の写生会の実施について」外11件を特定し一部開示とした決定(諮問第1444号)及び別表に掲げる開示請求内容により特定した「東京消防庁表彰取扱規程」外1件について開示をしないものとする公文書に該当することを理由として、開示請求を却下した処分(諮問第1446号)は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人が東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき行った、別表に掲げる各「決定の内容」に係る審査請求(以下「本件各審査請求」という。)の趣旨(それぞれの諮問に係る審査請求書記載の「審査請求の趣旨」)は、諮問第1439号、第1444号及び第1445号については、別表に掲げる各「決定の内容」に係る処分につき、各処分を取り消すとの裁決を求めるものであり、諮問第1446号については、別表に掲げる「決定の内容」に係る処分について、同処分を取り消し、審査請求人が求める全部を開示せよとの裁決を求めるものである。

また、審査請求人は、本件諮問第1439号、第1444号、第1445号及び第1446号(以下「各諮問」という。)における、それぞれの審査請求書の冒頭において、いずれも審査請求の理由として同じ趣旨を主張している。それらを要約すると以下のとおりである。(なお、

審査請求人の主張については、本件各諮問に係る審査請求書に記載された表現をできるだけ尊重し、記載することとした。)

私は、〇年〇月〇日(豪雨)〇時〇分頃、〇〇区〇〇〇一〇一〇 〇〇において、10代位の〇〇が豪雨で滑りやすくなっていた階段を滑り落ち、頭部を地面のコンクリートに強く打ち付け、目が白目になり、顔及び両手並びに全身けいれんを起こし意識が無く苦しんでいました。(〇〇には、同世代の〇〇の連れが〇人いました。)私は、意識が無い負傷した〇〇に対して、救命処置及び応急処置を一人だけで行い、〇〇を助けた多大なる功労者です。私は、一人で救命処置及び応急処置等をして一人の尊い命を助けました。

周りにいた〇〇のスタッフ及び〇〇、〇名以上の人達が誰一人手伝うことも無く、私 一人だけで約〇分間位、汗だくで懸命に救命処置及び応急処置をして、その時、足を負 傷しました。

東京消防庁○○消防署の救急隊の隊長らは、本件救急救命現場に駆け付けた時、暫く離れた所で黙って立っていて、私の行動を見ており、息を切らして駆け付けてはいなく、私が、救急隊の隊長らに緊急なので早く来るよう声をかけたところ、同署救急隊の隊長らは、面倒だとの態度で来ました。

また、私が同署救急隊の隊長らに所属消防署及び氏名を尋ねましたがニヤニヤしており私の質問に答えず、無視しました(なお、私が〇〇消防署の救急隊と分かったのは、同署救急隊の隊長らより、教示されたのではなく、他者より、教示されたのです)。

同署救急隊の隊長らは、私に対し、私が負傷者の〇〇に行った救命処置及び応急処置等の内容を尋ねる事も一切無く、「ありがとう」等の感謝の言葉も一切言わず、人命救助の多大なる功労者である私の氏名及び連絡先も訊かず、東京消防庁発行の感謝カードすらも渡さず、同署救急隊の隊長らが、私に対し、「どけ」などと冷酷な暴言を語気鋭く申し向け、甚だしく傲慢な態度で接したのです。同署救急隊の隊長らは、ニヤニヤと不気味に笑いながら、「厭らしい」目つきで負傷者の〇〇の胸及び下半身等を凝視しており、卑劣な「セクハラ行為」まで行ったので、私は、救急隊の隊長らの卑劣な「セクハラ行為」から負傷者の〇〇を護る為、毛布を用いて負傷した〇〇の身体を覆ってあげました。

その上、東京消防庁に情報開示をしても保有個人情報開示請求及び公文書開示請求を 却下及び非開示、一部開示等され、私が人命救助した事実が隠蔽されて、無かったこと になっているのではと疑わざるをえません。(中略) 私は現在、人命救助をしたことをとても後悔しています。なぜなら、応急手当普及員認定証と救命技能認定証を取得したのは、困っている人を助けたいと思う私の正義感からであります。人命救助をして、〇〇の命を助けたのに、〇〇消防署救急隊の隊長及び隊員らから何故、感謝の言葉がなかったのか、情報開示請求等を行い、私の勇気ある行動がどのように記載されているのか知りたいのです。

3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各審査請求に係る弁明書及び理由説明書における実施機関の説明を要約すると、いずれも別表に掲げる各「決定の内容」について、妥当である旨を説明している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表に掲げる各諮問日にそれぞれ審査会へ諮問された。 審査会は、本件各審査請求に対する実施機関からの理由説明書を令和2年4月27日 及び同年5月8日にそれぞれ収受し、審査請求人からは、同年7月14日に令和2年7 月10日付「弁明書に対する反論書及び意見書1」(以下「意見書等1」という。)及び 同月20日に令和2年7月19日付「理由説明書に対する反論及び意見書2」(以下「意 見書等2」という。)をそれぞれ収受した。

審査会は、本件各審査請求について、令和3年1月27日(第187回第三部会)及び 同年2月22日(第188回第三部会)に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求について、審査請求に係る公文書、審査請求人の各審査 請求書、意見書等1及び2における主張並びに実施機関の各弁明書及び各理由説明書 における説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

本件各審査請求は、審査請求人が同一であることから、審査会はこれらを併合して審議することとした。

イ 審査会における審議事項について

審査請求人は、本件各諮問に係る審査請求書並びに意見書等1及び2において種々の主張をしているが、条例20条1項は、実施機関がした開示決定等若しくは開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為についての審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、同項1号及び2号に掲げる場合を除き、東京都情報公開審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする旨、規定している。そのため、本件における審査会の審議事項については、別表に掲げる「決定の内容」で示す開示、一部開示及び非開示(存否応答拒否)とした決定並びに却下とした処分(以下「各決定等」という。)に対する審査請求に係る諮問庁からの諮問内容について審議するものである。よって、審査会は、各決定等の妥当性及びそれに関する審査請求人の主張について審議するものとする。

ウ 本件各諮問に係る各決定等の妥当性について

- (ア) 諮問第1439号における非開示決定及び却下処分並びに諮問第1445号における一 部開示決定の妥当性について
 - a 開示請求の内容について 別表に掲げるとおり、諮問第1439号及び諮問第1445号に係る開示請求の内容 は、次の5項目である。
 - (a) 〇年〇月〇日〇時〇分頃〇〇区〇〇一〇一〇 〇〇で、10代から20代の 傷者が発生した救急現場に出場した救急隊が作成した救急活動記録票(以下 「本件開示請求1」という。)
 - (b) 同事案に関する部外者表彰に関する文書(以下「本件開示請求2」という。)
 - (c) 〇年〇月〇日頃〇〇消防署〇〇氏、同月〇日頃〇〇消防署〇〇氏、同月〇日頃〇〇消防署〇〇氏に電話相談した際のメモ及び調査内容(以下「本件開示請求3」という。)
 - (d) 本件の119番通報の音声及び文書(以下「本件開示請求4」という。)
 - (e) その他本件に関係あると思料される書面全て(以下「本件開示請求5」という。)

b 各決定の内容について

別表に掲げるとおり、本件開示請求1から5に対する各決定の内容は、次の とおりである。

本件開示請求1、2及び4、並びに本件開示請求3のうち、消防司令長以上の階級に当たる職員1名を除いた2名の職員(消防司令以下の階級にある職員)に係る「〇年〇月〇日頃〇〇消防署〇〇氏、同月〇日頃〇〇消防署〇〇氏に電話相談した際のメモ及び調査内容」(以下「本件開示請求3-1」という。)について実施機関は、条例10条により当該公文書の存否を明らかにせず開示請求を拒否する非開示決定(以下「本件非開示決定1」という。)を行った。

本件開示請求 5 については、条例 6 条 1 項 2 号により、開示請求をしようとする者は、実施機関に対して開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項を明らかにしなければならないところ、実施機関は、当該開示請求には形式上の不備があるとして同条 2 項に定める補正を求めたが、審査請求人がこれに応じなかったため、却下処分(以下「本件却下処分 1」という。)を行った。

また、本件開示請求3のうち、本件開示請求3-1を除き、消防司令長以上の階級に当たる職員1名に係る「〇年〇月〇日頃〇〇消防署〇〇氏に電話相談した際のメモ及び調査内容」(以下「本件開示請求3-2」という。)については、実施機関は、「〇〇消防署で作成された広聴事務処理票(受報日〇年〇月〇日)」(以下「本件対象公文書1」という。)を特定し、条例7条2号及び6号に該当する部分を非開示とする一部開示決定(以下「本件一部開示決定1」という。)を行った。

以下において、本件非開示決定1、本件却下処分1及び本件一部開示決定1 について、その妥当性を検討する。

c 本件非開示決定1の妥当性について

(a) 実施機関の説明

実施機関は、審査請求人が本件開示請求1において「〇年〇月〇日〇時〇分頃〇〇区〇〇〇一〇一〇〇で、10代から20代の傷者が発生した救急現場」と記載し、日時、場所及び傷病者の年代を特定して開示請求を行っていることから、これらは特定の日時、場所における特定の年代の傷病者に係る

救急事案について求めるものであり、個人に関する情報に当たり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に定める非開示情報に該当する旨説明する。そして、仮に本件開示請求1、2及び4に係る文書等が存在している場合であっても、当該文書等は同非開示情報の存在を前提として作成されることから、その存否を答えるだけで、特定の日時及び場所における特定の年代の傷病者に係る救急事案が発生したという同非開示情報を公にすることになり、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該文書等について条例10条に基づき、その存否を明らかにせず開示請求を拒否した旨、説明する。

また、本件開示請求3-1については、日時、所属及び広聴に対応した実施機関職員の氏名を特定して開示請求を行っていることから、同職員の氏名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に定める非開示情報に該当する。しかし、実施機関においては、消防司令長以上の階級にある者は、人事異動時にその氏名、職名及び所属が新聞等により報道されることから、慣行として公にされているものとして、その氏名は同号ただし書イ及びハにより開示される旨、説明する。

他方、消防司令以下の階級にある者の氏名については、慣行として公にされているものと認めるべき事情がないことから、条例7条2号に該当し、仮に本件開示請求に係る文書が存在している場合であっても、当該文書は当該非開示情報の存在を前提として作成されるものであり、その存否を答えるだけで、実施機関職員の個人識別情報を公にすることとなるため、条例10条に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否したものである旨、説明する。

(b) 審査請求人の主張

これに対し、審査請求人は、人命救助の多大なる功労者であり、特定の年代の傷病者が発生したという情報については、10代から20代と(つまり、10歳から29歳の意味で)特定の年代を明記せず、広義に明記しているから当該

個人(注:審査請求人が人命教助した傷病者の〇〇のこと)の権利利益を害するおそれはない。つまり、東京消防庁は、10代から20代と明記すれば、当該個人を特定できるとの荒唐無稽の思考力なのである。東京消防庁は、全世界人口の10代から20代(つまり、10歳から29歳の意味で)の膨大な〇〇の中から、当該個人を特定できるので非開示情報であると詭弁を弄している、等と主張する。

また、本件開示請求3-1については、消防署職員の〇〇、〇〇、〇〇らは、審査請求人に対し、自ら氏名を名乗り、公務中の公権力行使を行っていた際の広聴対応に係るものであり、上記消防署員らは自ら氏名を名乗っており、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるためとの主張自体失当であり、詭弁を弄し、審査請求人の正当な開示請求を恣意的に妨害したこと自体が審査請求人及び都民等からの広聴事務に対する信用を失墜させていることから、意見・要望等の情報入手が困難となり、今後の行政運営に著しい支障をきたすことが明らかである。従って、東京消防庁の主張は、条例を恣意的に解釈しており、荒唐無稽かつ全く事実を反映しておらず、主張自体失当である。公務員の氏名は全部開示すべきである、等と主張する。

(なお、審査請求人の主張については、本件各諮問に係る審査請求書、意見書等1及び2に記載された表現をできるだけ尊重し、記載することとした。 以降も同じ。)

(c)審査会の検討

そこで、審査会は、本件各諮問に係る審査請求書、意見書等1及び2並びに実施機関作成に係る弁明書及び理由説明書により、本件非開示決定1の妥当性について検討する。

初めに、本件非開示決定1における本件開示請求1、2及び4について見分したところ、当該請求内容は、特定の日時及び場所において発生した特定の年代の傷病者に係る救急事案について求めるものであることから、実施機関の説明のとおり、条例における個人に関する情報に当たることが認められた。

当該情報は、特定の年代の傷病者に係る救急事案に関するものであるから、

実施機関のいう、特定の個人を識別することはできないがこれを公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例7条2号本文に定める非開示情報に該当するとの説明は、首肯することができる。

また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないことが 認められた。

さらに、本件開示請求1、2及び4に係る文書等が存在している場合であっても、当該文書等は同非開示情報の存在を前提として作成されるものであることから、その存否を答えるだけで同非開示情報を公にすることになり、前記のとおり当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例10条に基づきその存否を明らかにせず、本件開示請求1、2及び4について開示請求を拒否した実施機関の判断は妥当であると認められる。

次に、本件開示請求3-1について見分すると、同請求内容は、特定日に 特定所属の特定の職員に電話相談をした際のメモ及び調査内容の開示を求め るものであると認められる。

ところで、「東京都情報公開条例の施行について(通達)」(平成11年12月20日付11政都情第366号。以下「通達」という。) 7条2号関係第1趣旨9では、「ただし書のイは、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非開示とする個人情報から除外することを定めたものである。」とされ、「(1)『法令等の規定により又は慣行として公にされている情報』とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報をいう。」、「(2)『公にすることが予定されている情報』とは、開示請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。」

また趣旨11では、「ただし書のハは、公務員等の職務の遂行に係る情報の うち、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を、非開示とする個人情 報から除外することを定めたものである。」とされ、「(1)『公務員等の職 務の遂行に係る情報』とは、公務員が行政機関若しくはその補助機関として、 独立行政法人等の役員及び職員が独立行政法人等として、又は地方独立行政 法人の役員及び職員が地方独立行政法人として、その担任する職務を遂行す

とされている。

る場合におけるその情報をいう。」、「(2)公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、『職務の遂行に係る情報』には当たらない。」、「(3)公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、『法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報』の規定により開示又は非開示の判断を行う。」及び「(4)職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非開示とされることとなる。」とされている。

したがって、実施機関の説明のとおり、実施機関職員の氏名は個人に関する情報に当たり、特定の個人を識別することができることから、条例7条2 号本文に該当するものと認められる。

また、本件開示請求3-1は、前記bのとおり、消防司令以下の階級に当たる2名の職員に係るものであるところ、実施機関では、消防司令長以上の階級にある者については、人事異動時にその氏名、職名及び所属が新聞等により報道されることから、慣行として公にされているものとしてその氏名を同条2号ただし書イ及びハにより開示するものである旨説明する一方、消防司令以下の階級にある者の氏名については、慣行として公にされているものと認めるべき事情がないことから、同号ただし書イには該当せず非開示とするその説明は、首肯することができる。

さらにその内容及び性質から同号の他のただし書にも該当しないことが認 められた。

よって、仮に本件開示請求3-1に係る文書が存在している場合でも、当該文書は当該非開示情報の存在を前提として作成されるものであることから、その存否を答えるだけで実施機関の職員の個人に関する情報を公にすることになるため、条例10条に基づき、その存否を明らかにせず開示請求を拒否した判断は妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、意見書等1及び2において、本件開示請求4における「本件の119番通報の音声及び文書」の末尾には、開示請求時には「等」の文字が記載されていたが、実施機関が二重線で故意に改竄し犯罪行為を既遂した、等と主張している。前記イのとおり、審査会の審議事項は、各決定

等に対する審査請求に係る諮問庁からの諮問内容について審議するものであるから、審査請求人の上記の主張に関して見解を述べる必要はないが、敢えて当該「等」の有無による開示の決定の判断について言及すると、そもそも本件開示請求4での請求内容は、特定の日時及び場所における特定の年代の傷病者に係る救急事案についてその個人に関する情報の存在を前提として求めているものであるから、当該「等」の有無によって、本件非開示決定1に対する判断が変わるものではない。

d 本件却下処分1の妥当性について

本件却下処分1について実施機関は、前記bのとおり審査請求人が条例6条 2項による補正の求めに応じなかったことを理由として却下処分を行っていることから、審査会は、当該処分の妥当性について検討する。

(a)条例の定めについて(条例6条)

条例6条1項は、「前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、実施機関に対して、次の事項を明らかにして東京都規則その他の実施機関が定める規則、規程等(以下「都規則等」という。)で定める方法により行わなければならない。」と定め、同項各号において「一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名」、「二 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」、「三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」と定めている。

また、同条2項は、「実施機関は、前項の規定により行われた開示請求に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

(b) 本件却下処分の妥当性について

I 実施機関の説明

実施機関の説明を要約すると、本件開示請求1から5の記載内容につい

ては、当該開示請求を受け付けた当初から、当該開示請求が存否応答拒否ないし却下されるものと認められるため、条例6条1項2号の事項に形式上の不備があるものとして、同条2項により相当の期間を定めて審査請求人に補正を求めたというのである。さらに、審査請求人は、確かに当該開示請求の当初から開示請求書の補正を拒否していたが、実施機関は、当該開示請求が存否応答拒否ないし却下される可能性につき審査請求人に説明を尽くし、審査請求人の翻意を促すべく、文書を送付して補正を求めた旨、説明する。

Ⅱ 審査請求人の主張

次に、審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、開示請求書(2019年7月5日付、同年7月11日付)の「1 公文書の件名」に明記した内容は開示請求を速やかに行うために可能な限 り特定し、社会通念に照らした相当な内容であり、○○、○○らより、補 正を求められる内容で無いため、補正をしませんと伝えたものである。そ れにもかかわらず、○○、○○らは、恣意的かつ卑劣な時間稼ぎを敢行し、 審査請求人の意思を無視し、審査請求人の正当な開示請求を故意で妨害し たのである。東京消防庁の弁明書は荒唐無稽かつ全く事実を反映しておら ず、主張自体失当である。さらに、審査請求書に記載したとおり、本件開 示請求が存否応答拒否ないし却下されるものは恣意的かつ違法であること、 形式上の不備は微塵もないことから審査請求人は当初から恣意的に補正に 応じる必要性は無かったのであり、東京消防庁は審査請求人に対し、執拗 に恣意的な補正を強要して、開示請求に係る処理期間として通常2週間で あるにもかかわらず、時間稼ぎを行い、審査請求人の迅速な開示請求を故 意で妨害しているのである。東京消防庁は、本件開示請求が存否応答拒否 ないし却下されることにつき充分な説明を全く尽くしていない。なお、東 京消防庁による3回にわたり文書を送付したとの主張は事実を歪曲した悪 質な虚偽の主張である、等と主張する。

Ⅲ 審査会の検討

そこで審査会は、条例6条2項において補正を求めることは実施機関の 判断により行う旨定められていることを踏まえ、本件開示請求5について 見分及び検討をしたところ、その内容からでは対象公文書を特定するため に必要な事項が明らかでないことが認められた。

よって、本件開示請求5について、条例6条1項2号及び同条2項に基づき実施機関が行った補正の求めに対し、審査請求人が応じなかったことを理由として却下処分とした実施機関の判断は、妥当であると認められる。

なお、審査会の審議事項については前記イのとおりであるから、審査請求人の補正に関する主張は、審査会の判断を左右するものではない。

e 本件一部開示決定1の妥当性について

本件一部開示決定1は、前記bのとおり、本件開示請求3-2について、本件対象公文書1を特定し、条例7条2号及び6号に該当する部分を非開示とする一部開示決定を行ったものであることから、以下にその妥当性について検討する。

(a) 本件対象公文書1の特定について

I 実施機関の説明

実施機関は、前記 c (a) のとおり、本件開示請求 3 に対し消防司令長以上の階級に当たる職員については、条例 7 条 2 号に定める非開示情報に該当するものの、人事異動時にその氏名、職名及び所属が新聞等により報道されることから、同号ただし書イの慣行として公にされているものとしてその氏名を開示している。本件開示請求 3 - 2 に係る職員については、消防司令長以上の階級に当たる職員であるとして、同職員作成にかかる本件対象公文書 1 を特定したとのことである旨、説明する。

Ⅱ 審査請求人の主張

これに対し審査請求人は、東京消防庁の主張は拙劣に変遷しており、甚 だしく不適切な対応に終始している。具体的に明記すると、東京消防庁総 務部総務課文書係の〇〇作成の開示請求に係る補正の御連絡についてと題 する書面(令和〇年〇月〇日付)によると、〇〇消防署からの補正の御案内の文書を赤字の二重線で補正を求めている。「特に、個人に関する情報(氏名等)についての記載を請求書の記載内容から削除するように重ねてお願いたします(原文のまま)。請求内容に・・・どうぞ御検討をお願いいたします(原文のまま)。」と明記し、〇〇の氏名を赤字の二重線で補正を求めなくても問題が無かったにもかかわらず、東京消防庁は審査請求人に対し、補正を執拗に強要し、審査請求人の開示請求を故意で妨害したのである。なお、赤字の二重線で補正を求めた箇所につき現段階においても補正に応じる必要性は無かったものと思料している、等と主張している。

Ⅲ 審査会の検討

審査会が本件対象公文書1を見分したところ、それは、本件開示請求3 -2に掲げる年月日、消防署及び職員に係る電話相談として作成された公文書であることが確認できた。よって、本件開示請求3-2に対し実施機関が本件対象公文書1を特定した判断は妥当であると認められる。

なお、審査会の審議事項については前記イのとおりであるから、審査請求人の補正に関する主張は、審査会の判断を左右するものではない。

(b) 本件対象公文書1の非開示妥当性について

I 実施機関の説明

実施機関は、本件対象公文書1のうち、件名欄、種別欄、要望者欄、受報日時欄の記載の一部、調査結果欄、回答日時欄の一部、回答要旨欄及び備考欄に記載された情報が、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号に該当するとして非開示とした。また、受報内容欄については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものがそれぞれ含まれているため、いずれも条例7条2号に該当するとして非開示とした。

さらに、要望者欄、受報内容欄、回付先欄及び処理欄に記載された情報

を公にすることにより、都民等から広聴事務に対する信用を失墜させ、意 見・要望等の情報入手が困難となり、今後の行政運営に著しい支障を来す おそれがあるため、同条6号に該当するとして非開示とした。

Ⅱ 審査請求人の主張

これに対し審査請求人は、東京消防庁の広聴事務処理票は、件名、種別、要望者、受報時間、受報内容、調査結果、回答要旨、回付先、備考、事案が黒塗りで恣意的に秘匿されている。また、〇〇から職業及び住所並びに電話番号を訊かれていないことから黒塗りで秘匿される必要性は無いにもかかわらず、恣意的に黒塗りで秘匿されており、甚だしく不自然である。

さらに、確定年月日が○年○月○日と記載されていることから、受報日の○年○月○日から○日間も経過した中で、不自然に作成している上に、 上記調査結果の記載が明らかに短く不自然かつ杜撰である、等と主張する。

Ⅲ 審査会の検討

審査会が本件対象公文書1を見分したところ、各欄の記載内容はいずれ も実施機関の説明のとおり、それぞれ条例7条2号及び6号に該当するこ とが認められた。さらに、同条2号の該当部分について、同号ただし書の 該当性について検討をしたところ、その内容及び性質から同号ただし書の いずれにも該当しないことが認められた。

よって、実施機関の非開示とした判断は妥当であると認められる。

- (イ) 諮問第1444号における開示決定及び一部開示決定並びに諮問第1446号における 却下処分の妥当性について
 - a 開示請求の内容について

別表に掲げるとおり、諮問第1444号及び諮問第1446号に係る開示請求の内容は、次の5項目である。

- (a)○○消防署の署内規で定める部外者表彰の基準及び評価票(以下「本件開示請求6」という。)
- (b)○○消防署の署内規で定める部外者表彰の基準及び評価票(以下「本件開

示請求7」という。)

- (c) 〇〇消防署の署内規で定める部外者表彰の基準及び評価票(以下「本件開示請求8」という。)
- (d) ○○消防署の署内規で定める部外者表彰の基準及び評価票(以下「本件開示請求9」という。)
- (e) 東京消防庁で定める部外者表彰の基準及び評価票(以下「本件開示請求10」 という。)

b 各決定の内容について

実施機関は、本件開示請求 6、 7、 8、 9及び10に対し、別表に掲げるとおり「東京の安全と安心を進める防火防災標語の公募及び選考に関する実施要網」外 4 件(以下、まとめて「本件対象公文書 2」という。)について対象公文書として特定し、開示決定(以下「本件開示決定 1」という。)を行った。

また、本件開示請求10については、本件開示決定1に係る本件対象公文書2 以外にも、別表に掲げる「第69回はたらく消防の写生会の実施について」外11 件(以下、まとめて「本件対象公文書3」という。)について対象公文書として特定し、条例7条2号及び同条5号により非開示とする一部開示決定(以下「本件一部開示決定2」という。)を行った。

さらに、本件開示請求10については、本件対象公文書2及び3の外、東京都 庁内の都民情報ルーム及び東京都立中央図書館に備え付けられ、一般の閲覧に 供されている対象公文書が該当し、これらは条例18条2項に該当するため、開 示を行わないものとして却下の処分(以下「本件却下処分2」という。)を行 った。

- c 本件開示決定1及び本件一部開示決定2の妥当性について
- (a) 本件対象公文書2及び3の特定について

I 実施機関の説明

実施機関による本件対象公文書2及び3の特定に関する説明は、要約すると以下のとおりである。

本件対象公文書2及び3は、開示請求書に記載された請求内容に該当す

ることが、その内容を見れば明らかである。実施機関の職員は審査請求人から提出された開示請求書に基づき適正に対象公文書を特定しており、審査請求人の開示請求を何ら妨害していない。また、審査請求人は、〇〇消防署内規と同じ規定が〇〇消防署、〇〇消防署、〇〇消防署及び東京消防庁に存在すると主張するようであるが、署内規は各署長が定めているものであり、各署において定め方の細部が異なることもあるのであって、実施機関の全所属が全く同じ内部規定を備えているわけではない。署内規等の内容は、開示したとおりである旨、説明する。

Ⅱ 審査請求人の主張

これに対する審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

東京消防庁総務部総務課文書係の〇〇氏、〇〇氏らは共謀し、令和元年 10月11日付けの開示決定通知書において、私が全く求めていない「東京の 安全と安心を進める防火防災標語の公募及び選考に関する実施要綱(平成 16年9月6日16指広第539号指導広報部長依命通達)」に恣意的にすり替え て、私が求めている、私が人命救助を行った救急活動現場において救急救 護等に協力した際の部外者表彰の情報開示の請求を妨害したのです。

○○消防署では書面の開示が有ったことから、○○消防署、○○消防署、 ○○消防署、東京消防庁でも同じ書面等が存在するはずである。

したがって、〇〇消防署、〇〇消防署、〇〇消防署、東京消防庁は〇〇 消防署と同じように書面等及びその他本件に関係あると思料される書面等 全てを開示決定して下さい。

○○、○○らは、審査請求人が適正に手数料を支払ったにもかかわらず、 ○○消防署の部外者等現場功労評価基準表の書面を嫌がらせで他の書面に すり替えて恣意的に渡さず、審査請求人が指摘したところ、渋々、○○消 防署の部外者等現場功労評価基準表の書面を渡したのである。

なお、審査請求人は開示請求に係る公文書の件名又は内容で、

- 〇○消防署の署内規で定める部外者表彰の基準及び評価票
- 〇○消防署の署内規で定める部外者表彰の基準及び評価票
- ・ ○○消防署の署内規で定める部外者表彰の基準及び評価票

- ○○消防署の署内規で定める部外者表彰の基準及び評価票
- ・ 東京消防庁で定める部外者表彰の基準及び評価票

と明記し、開示請求書 (2019年7月11日付)を提出したが、東京消防庁は、 審査請求人が公文書開示請求をした公文書を開示決定通知書 (令和元年10 月11日付)で故意に改竄し、公文書の件名で

- 1 東京の安全と安心を進める防火防災標語の公募及び選考に関する 実施要綱(平成16年9月6日16指広第539号指導広報部長依命通達)
- 2 ○○消防署総務事務処理要綱(平成○年○月○日○○消防署長通達)
- 3 ○○消防署事務処理要綱(平成○年○月○○消防署内規第○号)
- 4 〇〇消防署事務処理要綱(平成〇年〇月〇日〇〇消防署内規第〇 号)
- 5 〇〇消防署事務処理要綱(平成〇年〇月〇日〇〇消防署内規第〇 号)

と記載内容をすり替えて(注:開示決定等期間延長通知書の記載内容を開示決定通知書にすり替えて)、異常かつ常軌を逸した行為に及んだものであり、審査請求人が求めた開示請求とは甚だしく相違していることは明らかである。

審査請求人が求めた開示請求書(2019年7月11日付)は上記した公文書の件名又は内容であり、審査請求人が負傷者に対し、人命救助した際の救急救命事案に係るものであるにもかかわらず、東京消防庁が対象公文書等として開示した公文書は、審査請求人の求めた開示請求書面でないことが大部分であり、東京消防庁は、異常かつ常軌を逸した愚行を行ったのである。東京消防庁の弁明書記載内容は荒唐無稽かつ全く事実を反映しておらず、失当である。

したがって、上記した審査請求人が求めた公文書の件名又は内容に基づいて、社会通念に照らし、直ちに全部開示を行うべきである、等と主張する。

Ⅲ 審査会の検討

審査会が本件対象公文書2及び3を見分したところ、その内容から、いずれも本件開示請求6、7、8、9及び10に係る対象公文書であることが確認できた。また、本件開示請求6に係る「○○消防署事務処理要綱(平成○年○月○日○○消防署内規第○号)」についても、署内規は各署長が定めているものであり、各署において定め方の細部が異なることもあるのであって、実施機関の全所属が○○消防署内規と全く同じ内部規定を備えているわけではなく、署内規等の内容は、本件開示決定により開示したとおりであるとの実施機関の説明も首肯できるものである。さらに、他に対象公文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、本件開示請求6、7、8、9及び10に対する実施機関の対象公文書2及び3の特定は妥当であると認められる。

(b) 本件一部開示決定2に係る本件対象公文書3の非開示妥当性について

実施機関は、本件対象公文書3において、それぞれに記載されている問合 せ先の担当者である実施機関職員の氏名(以下「本件非開示情報1」という。) については、条例7条2号に該当するとして、いずれも非開示としている。

また、本件対象公文書3のうち、「令和元年度東京消防庁防火防災標語の公募について(令和元年7月18日31企広第318号企画調整部長通知)」における、公募した防火防災標語の選考委員となる予定者に関する情報(以下「本件非開示情報2」という。)については、条例7条5号により非開示としている。

I 実施機関の説明

これら非開示についての実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

本件非開示情報1は、問合せ先の担当者として記載されている実施機関職員の氏名であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるから、条例7条2号に該当する。なお、公務員の氏名について実施機関では、管理職以上の職員の氏名は、人事異動の情報が新聞に掲載される等、報道されることから、慣行として公にされているといえるため、同号ただし書イに該当するものとして開示している。他方で、その他

の職員の氏名については、慣行として公にされているという事情がないことから、同号ただし書イに該当しないものとして、非開示としている。本件対象公文書(本件対象公文書3)に記載された担当者は、全員が管理職ではないため、その氏名は慣行として公にされているものとはいえず、同号ただし書イに該当しないので、非開示としたものである。

また、本件非開示情報 2 には、公募した防火防災標語の選考委員となる 予定の者が記載されている。これは実施機関の内部における審議、検討又 は協議に関する情報であって、本件処分の当時は具体的に誰が選考委員と なるかは未定であった上、選考委員予定者の氏名ないし所属する団体を公 にすることで、作品を応募した者から選考委員予定者に対する働きかけが なされる等、外部からの干渉、圧力等により意思決定の中立性が不当に損 なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす おそれがあるため、条例 7 条 5 号に該当するものとして非開示とした旨、 説明する。

Ⅱ 審査請求人の主張

次に、審査請求人の主張を要約すると、本件非開示情報2については、 開示を請求した内容とはかけ離れている不必要な内容である、審査請求人 は開示請求書(2019年7月11日付)に明記した公文書の件名又は内容を求 めているにもかかわらず、東京消防庁が対象公文書等として開示した公文 書は審査請求人の求めた開示請求書面でないものが大部分であって、東京 消防庁は、異常かつ常軌を逸した愚行を行ったのであり、東京消防庁の弁 明書記載内容は荒唐無稽かつ全く事実を反映しておらず失当である、等と 主張する。

Ⅲ 審査会の検討

そこで、審査会が本件対象公文書3の非開示部分を見分したところ、本件非開示情報1は、実施機関の説明のとおり職員の氏名であると認められることから、前記と同様、非管理職職員(消防司令以下の階級にある職員)については条例7条2号本文に該当し、同号ただし書イには該当しないこ

とから非開示としたとする説明は、首肯できるものである。なお、その内 容及び性質から同号ただし書口及びハにも該当しないことが認められた。

また、本件非開示情報2を見分したところ、これは公募する防火防災標 語の選考委員予定者に関する情報であり、具体的に誰が選考委員となるか は未定であった上、選考委員予定者の氏名ないし所属する団体を公にする ことになれば、作品を応募した者から選考委員予定者に対する働きかけが なされる等により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認 められ、条例7条5号に該当するとした実施機関の説明は首肯できるもの である。

よって、本件一部開示決定2に係る本件対象公文書3を非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

d 本件却下処分2の妥当性について

(a) 実施機関の説明

本件却下処分 2 にかかる対象公文書について、東京消防庁表彰取扱規程 (昭和52年10月11日東京消防庁訓令第34号)(以下「表彰規程」という。)、 及び東京消防庁表彰取扱要綱(昭和52年10月11日人事部長依命通達)(以下 「表彰要綱」という。)を特定した。

これら対象公文書については、表彰規程3条では「部外者又は団体(以下「部外者等」という。)の表彰は、次の各号の一に該当するものについて行う。」、同規程7条では「部外者等に対する消防総監賞は、第3条の各号の一に該当するもので、その功労が顕著である場合に行う。」と定め、表彰要綱は第5、3で「規程第3条第1号に該当するものの功労評価は部外者等現場功労評価基準表(別表第1)により取り扱うこと。」と定めており、別表第1は、部外者等の災害現場における通報、初期消火、人命救助、応急救護等の行動を点数化し、その功労を評価する際に用いられる基準表である。したがって、表彰規程及び表彰要綱(以下、まとめて「本件対象公文書4」という。)は、救急活動事案も含めた部外者等の表彰に関する公文書である。

また、本件対象公文書4は、いずれも実施機関の内部規程であり、東京都 庁内の都民情報ルーム及び東京都立中央図書館に備え付けられ、一般の閲覧 に供されていることから、本件対象公文書4は条例18条2項に該当するため、 開示を行わないものとして本件開示請求を却下した。

なお、本件却下処分2に係る開示請求却下通知書(以下「本件通知書」という。)の審査請求人宛の送付については、主管する人事部人事課から審査請求人に送付される予定であったが、同課職員が本件決定に係る通知は総務課文書係において取りまとめて送付されると誤解していたために、本件通知書を送付しなかったものである。

さらに、審査請求人が、本件通知書には令和元年9月9日を施行日として記載されているにもかかわらず実施機関は本件通知書を令和〇年〇月〇日に送付したことを理由として、本件処分の違法を主張していることについて、実施機関は、審査請求人に対しては本件通知書を本件対象公文書(本件対象公文書4)とともに令和〇年〇月〇日に既に送付しており、審査請求人においても、本件通知書に基づいて本件審査請求(諮問第1446号)を行政不服審査法(平成26年法律第68号)18条の定める審査請求期間内に提起している。かかる事実関係の下では、仮に本件処分の通知に時間を要した事実が、本件処分において手続上の瑕疵に当たるとしても、このことを理由に本件処分を取り消す実益はもはやなく、その瑕疵は現時点では既に治癒したものというべきである。

(b) 審査請求人の主張

東京消防庁の開示請求却下通知書を、〇年〇月〇日で審査請求人が受け取った真実は、東京消防庁職員らの重大な瑕疵であり、強い非難に値することは多言を要しない。東京消防庁の瑕疵が現時点では治癒したとの主張自体が、東京消防庁職員の傲慢さを如実に表している。 瑕疵は全く治癒していない。東京消防庁職員の職務怠慢により、審査請求人は、令和〇年〇月〇日付けで審査請求書を慌てて提出せざるをえなかったのであり、東京消防庁職員により、多大なる迷惑を被ったのである。正義感のある審査請求人が負傷者の〇〇に対し、人命救助をしたことは真実であり、その真実を頑なに認めない東京消防庁職員らの隠蔽に対し、不信感が倍加している。審査請求人が審査請求書(令和〇年〇月〇日付)を審査庁(東京都)へ提出した途端、東京消防

庁が重大な違法を糊塗するべく慌てて、審査請求人に対し、東京消防庁人事部人事課審査係の○○が作成した令和元年9月9日付けの開示請求却下通知書について郵便局の受付印が令和○年○月○日(○曜日)で○○郵便局の受付印であることから、本来ならば令和元年9月9日に、開示請求却下通知書を審査請求人宛てで郵送すべきであるが、令和○年○月○日(○曜日)で○○郵便局の受付印であり、悪意を込めた日付工作の卑劣な愚行を敢行したのである。○○が審査請求人を陥れるためには手段を選ばないこと、そして、○○は、審査請求人の正当な審査請求権を悪意で妨害し、東京都情報公開審査会の会長及び会長代理並びに委員の皆様の誤判を招来させ、審査請求人、東京都情報公開審査会の会長及び会長代理並びに委員の皆様を愚弄していることは証拠より明らかである。

○○は、令和元年9月9日付けで行った公文書開示却下通知書となってい るにもかかわらず、審査請求人が東京消防庁の不作為を承服できないため、 審査庁(東京都)に対し、審査請求書を提出した途端、令和〇年〇月〇日の ○○郵便局受付印で「通知書のとおり、開示請求としては却下させていただ きましたが、ご参考までに表彰取扱規程と表彰取扱要綱を印刷したものを同 封させていただきました。ご確認いただければ幸いです。よろしくお願いい たします。」(原文のまま)との明記した書面を同封して、ご機嫌取りをする 等、甚だ不自然な対応で常軌を逸しており、滑稽な行為である。その上、○ 〇は、「表彰規程」及び「表彰要綱」に恣意的にすり替えて、審査請求人が求 めている、審査請求人が人命救助を行った、救急活動現場において救急救護 等に協力した際の部外者表彰の情報開示の妨害をしたのである。審査請求人 は、他に公文書が有ると疑っている。まだ開示されていない全ての公文書を 入手するため、東京消防庁で定める部外者表彰の基準及び評価票等が存在す るものと思料する。したがって、上記した審査請求人が求めた公文書の件名 又は内容に基づいて、直ちに全部開示をされたい。東京消防庁の弁明書記載 内容は荒唐無稽かつ全く事実を反映しておらず、失当である。なお、東京消 防庁は、自ら「瑕疵は現時点では既に治癒した。」と詭弁を弄したが、そもそ も瑕疵が治癒したとの判断は、審査請求人が判断するべきものであって、相 手方の東京消防庁が判断できるものではない旨、強く付言しておく。

(c) 審査会の検討

審査会が本件開示請求10及び本件却下処分2に係る本件対象公文書4をそれぞれ見分したところ、その内容から本件開示請求10に対し本件対象公文書4を特定した実施機関の判断は妥当であると認められた。また、本件開示請求10に対しては、既に実施機関は、本件対象公文書2及び3を特定しており、その他にも対象公文書があるとする特段の事情は認められなかった。

よって、本件対象公文書4は、いずれも実施機関の内部規程であるが、東京都庁内の都民情報ルーム及び東京都立中央図書館に備え付けられ、一般の閲覧に供されていることから条例18条2項に定める公文書に該当し、開示を行わないものとして却下とした実施機関の処分は妥当であると認められる。

なお、審査会の審議事項については既に繰り返し述べてきたとおりであるが、審査請求人の開示請求却下通知書に関する主張については、実施機関の説明では、主管する課における送付手続の誤解により同通知書の送付が遅れたとのことであるので、審査会としては、今後かかる事態が発生することのないよう、通知書の送付手続が適正に行われることを期待する。

エ その他審査請求人の主張について

審査請求人は、本件各諮問に係る審査請求書並びに意見書等1及び2において、 種々の主張をしているが、審査会の審議事項については、前記イのとおり、各決定 等に対する審査請求に係る諮問庁からの諮問内容について審議するものであるた め、審査請求人が本件各審査請求書、意見書等1及び2並びに「上申書及び要請書」 等、意見書等1及び2に添付された各資料において主張する実施機関職員等の発言 や対応等に関する事項並びに別表に掲げる各決定等以外に関する事項については、 審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明